

平成21年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(省庁名:国土交通省)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
模写電送装置賃貸借、保守及び消耗品の供給／福利厚生課、総合政策局	又野 已知 大臣官房会計課 千代田区霞が関2-1-3	H20.4.1	コニカミノルタビジネスソリューションズ(株)	会計法第29条の3第4項	1,748,880	1,748,880	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
電子複写機賃貸借、保守及び消耗品の供給／厚生・技調	又野 已知 大臣官房会計課 千代田区霞が関2-1-3	H20.4.1	富士ゼロックス(株)	会計法第29条の3第4項	2,794,680	2,794,680	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
電子複写機(カラー)の賃貸借、保守及び消耗品の供給／技調・国政／f450PS	又野 已知 大臣官房会計課 千代田区霞が関2-1-3	H20.4.1	富士ゼロックス(株)	会計法第29条の3第4項	11,360,160	11,360,160	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
模写電送装置の賃貸借、保守及び消耗品の供給／住宅局	又野 已知 大臣官房会計課 千代田区霞が関2-1-3	H20.4.1	富士ゼロックス(株)	会計法第29条の3第4項	2,790,900	2,790,900	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
電子複写機(カラー)賃貸借、保守及び消耗品の供給／会計課コピー室／imago Neo C600	又野 已知 大臣官房会計課 千代田区霞が関2-1-3	H20.4.1	(株)リコー	会計法第29条の3第4項	8,730,540	8,730,540	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
電子複写機(カラー)賃貸借、保守及び消耗品の供給／総合政策局／imago Neo C600	又野 已知 大臣官房会計課 千代田区霞が関2-1-3	H20.4.1	(株)リコー	会計法第29条の3第4項	15,072,120	15,072,120	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
模写電送装置賃貸借、保守及び消耗品の供給／会計課、庁舎管理室、監察官室、水資源部／imago Neo453	又野 已知 大臣官房会計課 千代田区霞が関2-1-3	H20.4.1	(株)リコー	会計法第29条の3第4項	3,668,112	3,668,112	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
土地総合情報システム関連機器の賃貸借及び保守	小澤 敬市 土地・水資源局 東京都千代田区霞が関2-1-2	H20.4.1	センチュリー・リーシング・システム(株) 東京都港区浜松町2丁目4-1	会計法第29条の3第4項	25,330,006	25,330,006	100.0%	0	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
土地総合情報ライブラリー関連機器の賃貸借及び保守	小澤 敬市 土地・水資源局 東京都千代田区霞が関2-1-2	H20.4.1	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号	会計法第29条の3第4項	13,328,460	13,328,460	100.0%	0	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	

パーソナルコンピュータ賃貸借	布村 明彦 国土技術政策総合研究所 茨城県つくば市	H20.4.1	オリックス・レンテック(株) 東京都品川区北品川5-7-21	会計法第29条の3第4項	3,856,860	3,856,860	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
複写機借上保守点検	布村 明彦 国土技術政策総合研究所 茨城県つくば市	H20.4.1	富士ゼロックス(株) 東京都港区赤坂9-7-3	会計法第29条の3第4項	-	-	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
パーソナルコンピュータ賃貸借	布村 明彦 国土技術政策総合研究所 茨城県つくば市	H20.4.1	東芝ファイナンス(株) 東京都中央区銀座5-2-1	会計法第29条の3第4項	1,549,800	1,549,800	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
カラー電子複写機(速度重視)2台の賃貸借(保守等を含む)	小牧 和雄 国土地理院 茨城県つくば市北郷1番	H20.4.1	リコー販売(株)茨城支社 茨城県つくば市春日2-26-3	会計法第29条の3第4項	1,135,260	1,135,260	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
パーソナルコンピュータ147式の賃貸借	小牧 和雄 国土地理院 茨城県つくば市北郷1番	H20.4.1	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	会計法第29条の3第4項	7,227,864	7,227,864	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
国土地理院共同利用電子計算機システムの賃貸借	小牧 和雄 国土地理院 茨城県つくば市北郷1番	H20.4.1	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の内3-4-1	会計法第29条の3第4項	148,606,416	148,606,416	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
カラー電子複写機等3台の賃貸借(保守等を含む)	小牧 和雄 国土地理院 茨城県つくば市北郷1番	H20.4.1	リコー販売(株)茨城支社 茨城県つくば市春日2-26-3	会計法第29条の3第4項	1,558,512	1,558,512	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
電子複写機の賃貸借及び保守	中島 秀敏 国土地理院東北地方測量部 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15	H20.4.1	(株)太陽事務機 仙台市宮城野区高砂1-10-2	会計法第29条の3第4項	850,000	850,000	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
電子複写機(リコー)保守、消耗品代 (電子複写機の賃貸借(保守等を含む))	松村 正一 国土地理院関東地方測量部 東京都千代田区九段南1-1-15	H20.4.1	キャンマーケティングジャパン(株)東京ビジネスソリューション本部 東京都港区港南2-16-6	会計法第29条の3第4項	371,700	371,700	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
電子複写機の賃貸借及び保守等	明野 和彦 国土地理院中部地方測量部 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1	H20.4.1	リコー中部(株) 愛知県名古屋市中区北区稚児宮通1-30	会計法第29条の3第4項	700,000	700,000	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
複写機の賃貸借と保守	宮崎 孝人 国土地理院中国地方測量部 広島県広島市中区上八丁堀6-30	H20.4.1	コニカミルタビジネスソリューション(株)中国支店 広島県広島市中区東白島町14-15	会計法第29条の3第4項	804,000	804,000	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	

電子複写機(カラー)の保守・消耗品等供給	佐藤 宗一郎 国土地理院四国地方測量部 香川県高松市松島町1-17-33	H20.4.1	富士ゼロックス四国株式会社 香川県高松市磨屋町8-1	会計法第29条の3第4項	951,300	951,300	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
複写機賃貸料・保守料	大西 純夫 国土地理院沖縄支所 沖縄県那覇市横川1-15-15	H20.4.1	(株)オキジム 沖縄県浦添市港川1458	会計法第29条の3第4項	720,000	720,000	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
総合文書及び電子公文書システムサーバ賃貸借	支出負担行為担当官 東地方整備局長 菊川 滋 さいたま市中央区新都心2-1	H20.4.1	東芝ソリューション株式会社 関東支店 さいたま市大宮区錦町682-2	会計法第29条の3第4項	14,414,400	14,414,400	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
Web型用地補償及びCCMSシステムサーバ賃貸借	支出負担行為担当官 東地方整備局長 菊川 滋 さいたま市中央区新都心2-1	H20.4.1	東芝ソリューション株式会社 関東支店 さいたま市大宮区錦町682-2	会計法第29条の3第4項	24,255,000	24,255,000	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
C/Sサーバ賃貸借	支出負担行為担当官 東地方整備局長 菊川 滋 さいたま市中央区新都心2-1	H20.4.1	日本電気株式会社 関東支店 さいたま市大宮区桜木町1-10-17	会計法第29条の3第4項	8,057,700	8,057,700	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
電子複写機賃貸借(本局)12台	支出負担行為担当官 東地方整備局長 菊川 滋 さいたま市中央区新都心2-1	H20.4.1	株式会社 千代田区九段北1-1-2	会計法第29条の3第4項	6,194,364	6,194,364	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
C/S業務管理システム及び会計システムサーバ賃貸借	支出負担行為担当官 東地方整備局長 菊川 滋 さいたま市中央区新都心2-1	H20.4.1	東芝ソリューション株式会社 関東支店 さいたま市大宮区錦町682-2	会計法第29条の3第4項	64,688,400	64,688,400	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
TECRIS/CORINSサーバ賃貸借	支出負担行為担当官 東地方整備局長 菊川 滋 さいたま市中央区新都心2-1	H20.4.1	東芝ファイナンス株式会社 中央区銀座5-2-1	会計法第29条の3第4項	4,340,490	4,340,490	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
オンライン申請受付サーバ賃貸借	支出負担行為担当官 東地方整備局長 菊川 滋 さいたま市中央区新都心2-1	H20.4.1	株式会社 江東区豊洲3-3-9	会計法第29条の3第4項	3,858,984	3,856,140	99.9%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
特殊車両関連システム用サーバ賃貸借	支出負担行為担当官 東地方整備局長 菊川 滋 さいたま市中央区新都心2-1	H20.4.1	東芝ソリューション株式会社 関東支店 さいたま市大宮区錦町682-2	会計法第29条の3第4項	4,977,600	4,977,600	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
申請審査業務支援サーバ賃貸借	支出負担行為担当官 東地方整備局長 菊川 滋 さいたま市中央区新都心2-1	H20.4.1	伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 千代田区霞が関3-2-5	会計法第29条の3第4項	6,111,000	6,111,000	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	

建設関連業者登録システムのための機器賃貸借	支出負担行為担当官 東地方整備局長 菊川 滋 さいたま市中央区新都心2-1	H20.4.1	NECキャピタルソリューション㈱ さいたま市大宮区桜木町1-10-17	会計法第29条の3第4項	2,494,800	2,494,800	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
マイクロリーダープリンタ賃貸借及び保守	支出負担行為担当官 東地方整備局長 菊川 滋 さいたま市中央区新都心2-1	H20.4.1	㈱カントー 千代田区九段北1-11-2	会計法第29条の3第4項	1,112,400	1,112,400	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
H20管理一課他電子複写機賃貸借及び保守	分任支出負担行為担当官 宇都宮国道事務所長 緑川 和由 宇都宮市平松町504	H20.4.1	富士ゼロックス栃木㈱ 宇都宮市東宿郷6-1-7	会計法第29条の3第4項	3,976,560	3,976,560	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
電子複写機賃貸借及び保守(その1)	分任支出負担行為担当官 下館河川事務所長 剣持 武美 筑西市二本成1753	H20.4.1	コニカミノルタビジネスソリューションズ㈱ 中央区日本橋本町1-5-4	会計法第29条の3第4項	1,254,324	1,254,324	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
H20電子複写機30台賃貸借及び保守	分任支出負担行為担当官 甲府河川国道事務所長 藤兼 雅和 甲府市緑が丘1-10-1	H20.4.1	富士ゼロックス東京㈱ 新宿区西新宿6-14-1	会計法第29条の3第4項	11,023,920	11,023,920	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
平成20年度電子複写機賃貸借	分任支出負担行為担当官 荒川上流河川事務所長 古賀 俊行 川越市新宿町3-12	H20.4.1	コニカミノルタソリューションズ㈱ 中央区日本橋本町1-5-4	会計法第29条の3第4項	7,282,800	7,282,800	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
平成20年度電子複写機賃貸借及び保守	分任支出負担行為担当官 国営アルプスあづみの公園事務所長 片山 壮二 安曇野市穂高419-12	H20.4.1	リコー販売㈱長野支社 安曇野市穂高4303	会計法第29条の3第4項	1,017,828	1,017,828	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
電子複写機の賃貸借及び保守(その1)	分任支出負担行為担当官 常陸河川国道事務所長 梅田 和男 常陸太田市水崎一町700-1	H20.4.1	富士ゼロックス茨城㈱ 水戸市城南2-1-20	会計法第29条の3第4項	1,808,226	1,808,226	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
電子複写機の賃貸借及び保守(その2)	分任支出負担行為担当官 常陸河川国道事務所長 梅田 和男 常陸太田市水崎一町700-1	H20.4.1	富士ゼロックス茨城㈱ 水戸市城南2-1-20	会計法第29条の3第4項	5,657,652	2,569,014	45.4%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
平成20年度電子複写機賃貸借	分任支出負担行為担当官 相武国道事務所長 河南 正幸 八王子市大和田町4丁目3番13号	H20.4.1	富士ゼロックス㈱東京 西営業所 立川市曙町2丁目3番7号	会計法第29条の3第4項	15,958,404	15,958,404	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
H20電子複写機外賃貸借(その1)	分任支出負担行為担当官 長野国道事務所長 渡邊義臣 長野市鶴賀字中堰145	H20.4.1	富士ゼロックス長野㈱ 長野市鶴賀七瀬中町161番地1	会計法第29条の3第4項	5,253,948	5,253,948	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	

電子複写機賃借及び保守 (その2)	分任支出負担行為担当 官東京国道事務所長 後藤 貞二 千代田区九段南1-2-1	H20.4.1	富士ゼロックス㈱千代 田支店 千代田区一ツ橋2-1 -1	会計法第29条の3第4項	3,021,432	3,021,432	100.0%		当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成21年度	
H20電子複写機賃借	分任支出負担行為担当 官ハッ場ダム工事事務 所長 渋谷 慎一 吾妻郡長野原町大字与 喜屋11	H20.4.1	リコー販売㈱群馬支社 前橋市元総社町527 -3	会計法第29条の3第4項	5,689,224	5,689,224	100.0%		当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成21年度	
平成20年度電子複写機賃借	分任支出負担行為担当 官利根川ダム統合管理 事務所長 佐久間 邦夫 沼田市薄根町3392-1	H20.4.1	群馬リコー㈱ 群馬県前橋市元総社 町527-3	会計法第29条の3第4項	3,190,572	3,190,572	100.0%		当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成21年度	
H20電子複写機賃借	分任支出負担行為担当 官利根川上流河川事務 所長 田所 正 北葛飾郡栗橋町北2- 19-1	H20.4.1	富士ゼロックス埼玉㈱ さいたま市中央区新都 心11-2	会計法第29条の3第4項	1,603,739	1,603,739	100.0%		当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成21年度	
平成16年度ADAMS-GW サーバ賃借	北陸地方整備局長 吉野 清文 新潟市中央区美咲町1 -1-1	H20.4.1	藤島無線工業(株) 新潟県長岡市西新町2 -8-6	会計法第29条の3第4項	94,626	94,626	100.0%	-	サーバの賃貸期間は、通常複数年賃 借を行うことを前提に料金設定が成さ れることが広く商習慣として行われて おり、本契約についても、初年度にお いて賃借料金を積算・契約するにあつ て、複数年の賃貸借期間を前提にしてい る。本装置は、平成17年1月に一般競 争で落札決定した藤島無線工業(株)よ り賃貸借を行っているもので、平成20 年度は賃貸借期間の最終年である。ま た、本装置が要求する機能要件を満た していることから、当該装置を引き続 き賃貸借する。以上の理由により、契 約の性質が競争を許さないことから、 当該装置の賃貸人である上記業者と契 約を締結するものである。	平成21年度	
電子複写機賃借及び保守そ の8	北陸地方整備局長 吉野 清文 新潟市中央区美咲町1 -1-1	H20.4.1	リコー販売(株) 東京都中央区銀座7- 16-12	会計法第29条の3第4項	138,768	138,768	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ない ため。または、前提である契約期間終 了後においても引き続き使用可能であ るため、業務の必要上、経費節減等の 観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
庁舎等機械警備業務委託	阿賀川河川事務所長 大串 弘哉 会津若松市表町2-70	H20.4.1	セコム(株) 東京都渋谷区神宮前1 -5-1	会計法第29条の3第4項	1,595,160	1,595,160	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ない ため。または、前提である契約期間終 了後においても引き続き使用可能であ るため、業務の必要上、経費節減等の 観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	

道路パトロール支援システム ハードウェア賃貸借	金沢河川国道事務所長 運見 有敏 石川県金沢市西念4-2 3-5	H20.4.1	住信・松下フィナンシャルサービス(株) 大阪府大阪市北区中之島3-2-18	会計法第29条の3第4項	191.730	191.730	100.0%	-	本賃貸借は、道路管理の効率化、省力化を目的として道路パトロールを支援するシステムの為のハードウェアの賃貸借契約である。このシステムは(財)道路保全技術センターが、道路保全に関するシステムとして開発整備したものである。このうちハードウェアについては(財)道路保全技術センターと松下電器産業(株)が共同で開発を行ったもので、カーナビゲーションから移動電子端末に対して各種情報(経由地点、申し送り地点の距離標、時刻等)を出力できる通信機能、外部端子を独自に備えさせたものであり、同様のハードウェアは他にはないものである。当該ハードウェアの賃貸借契約は、通常3年間賃貸借を行うことを前提に料金設定がなされていることが広く慣習として行われており、本契約にあっても、初年度において賃貸借料金を精算・契約するにあたって、3年間の賃貸借期間を前提にしているところである。本賃貸借契約は、平成18年4月に住信・松下フィナンシャルサービス株式会社と賃貸借契約を取り交わしたもので、現在は3年目に当たり、また要求する機能要件を十分に満たしている。よって、会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号により住信・松下フィナンシャルサービス株式会社と随意契約を締結するものである。	平成21年度
平成17年度電子複写機賃貸借(図面用)	新潟国道事務所長 森若 峰存 新潟市中央区南笹口2 -1-65	H20.4.1	日立キャピタル(株) 東京都港区西新橋2- 15-12	会計法第29条の3第4項	188.370	188.370	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度
デジタル複合機賃貸借及び保守	千曲川河川事務所長 安達 孝実 長野市鶴賀字峰村74	H20.4.1	富士ゼロックス長野(株) 長野県長野市鶴賀七 瀬中町161-1	会計法第29条の3第4項	8.400	8.400	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度
電子複写機(5台)賃貸借及び保守	湯沢砂防事務所長 長井 義樹 南魚沼郡湯沢町大字神 立23	H20.4.1	富士ゼロックス新潟(株) 新潟県新潟市東大通1 -2-23	会計法第29条の3第4項	525	525	100.0%	-	本業務は、湯沢砂防事務所外1箇所において使用する電子複写機(5台)の賃貸借及び保守に関する契約である。電子複写機の賃貸借は、通常3年間賃貸借を行うことを前提に料金設定がなされていることが広く慣習として行われており、本契約についても初年度において3年間の賃貸借を前提にしているところである。本契約は、平成18年度に上記業者と賃貸借契約を締結したもので、平成20年度が3年目である。また、上記業者は信用、信頼性が高く、故障時の体制も整っており、迅速なメンテナンスを受けられる。以上の理由により、上記相手方と随意契約をしようとするものである。	平成21年度
高岡・黒部管内道路パトロール支援システムハードウェア賃貸借	富山河川国道事務所長 小林 正典 富山市奥田新町2-1	H20.4.1	住信・松下フィナンシャルサービス(株) 大阪府大阪市北区中之島3-2-18	会計法第29条の3第4項	215.250	215.250	100.0%	-	本賃貸借は、道路管理の効率化、省力化を目的として道路パトロールを支援するシステムのためのハードウェアの賃貸借契約である。本契約のハードウェアにはサーバ、移動端末、ナビゲーションシステムで構成されている。当該ハードウェアの賃貸借契約は、通常3年間賃貸借を行うことを前提に料金設定がなされていることが広く慣習として行われており、本契約にあっても、初年度において賃貸借料金を精算・契約するにあたって、3年間の賃貸借期間を前提にしているところである。本賃貸借契約は、平成18年12月に住信・松下フィナンシャルサービス株式会社と賃貸借契約を開始したものであり、また要求する機能要件を十分に満たしている。以上のような理由により、今年度は上記業者と契約の締結をするものである。	平成21年度

平成20年度 行政情報サーバ機器等賃貸借	佐藤 直良 中部地方整備局 名古屋市中区三の丸2-5-1名古屋合同庁舎第2号館	H20.4.1	東芝ソリューション(株)	会計法第29条の3第4項	2,478,000	2,478,000	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
平成20年度 用地補償管理サーバ装置賃貸借	佐藤 直良 中部地方整備局 名古屋市中区三の丸2-5-1名古屋合同庁舎第2号館	H20.4.1	東芝ソリューション(株)	会計法第29条の3第4項	4,458,573	4,458,573	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
ゼロックス電子複写機の賃貸借及び保守その2	佐藤 直良 中部地方整備局 名古屋市中区三の丸2-5-1名古屋合同庁舎第2号館	H20.4.1	富士ゼロックス(株)	会計法第29条の3第4項	1,510,812	18,129,749	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
ゼロックス電子複写機の賃貸借及び保守その1	佐藤 直良 中部地方整備局 名古屋市中区三の丸2-5-1名古屋合同庁舎第2号館	H20.4.1	愛知タイプライター(株)	会計法第29条の3第4項	531,143	6,373,710	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
平成20年度多治見砂防国道情報システム機器賃貸借	岡本 敦 多治見砂防国道事務所 多治見市坂上町6丁目3番地	H20.4.1	東芝ソリューション(株)	会計法第29条の3第4項	8,758,386	8,758,386	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
平成20年度庁舎警報警備業務	高野 匡裕 木曾川上流河川事務所 岐阜市忠節町5丁目1番地	H20.4.1	セコム(株)	会計法第29条の3第4項	3,024,000	2,923,200	96.7%	当該契約者において、設置済みの警報警備機器(センサー)について、経済性も考慮し引き続き使用するため。	平成21年度	
平成20年度 電子複写機の賃貸借及び保守その2	高野 匡裕 木曾川上流河川事務所 岐阜市忠節町5丁目1番地	H20.4.1	富士ゼロックス岐阜(株)	会計法第29条の3第4項	521,759	5,962,956	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
平成20年度 C/Sシステム機器賃貸借	廣野 一道 中部地方整備局越美山系砂防事務所 岐阜県揖斐郡揖斐川町極楽寺137	H20.4.1	東芝ソリューション(株)	会計法第29条の3第4項	5,777,541	5,777,541	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
平成20年度高山国道電子情報システム機器賃貸借	鈴木 学 中部地方整備局高山国道事務所 高山市上岡本町7-425	H20.4.1	東芝ソリューション(株)	会計法第29条の3第4項	15,369,386	15,368,430	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
平成20年度 C/Sシステム機器賃貸借	小出 武文 中部地方整備局新丸山ダム工事事務所 岐阜県加茂郡八百津町八百津3351	H20.4.1	東芝ソリューション(株)	会計法第29条の3第4項	7,189,812	7,189,812	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
平成20年度 情報システム機器賃貸借	野村 修司 中部地方整備局横山ダム工事事務所 岐阜県揖斐郡揖斐川町東横山1330	H20.4.1	東芝ソリューション(株)	会計法第29条の3第4項	3,723,300	3,723,300	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	

平成20年度 静岡河川事務所C/Sシステム機器賃貸借	岡田 昌之 中部地方整備局静岡河川事務所 静岡市葵区田町3-108	H20.4.1	東芝ソリューション(株)	会計法第29条の3第4項	5,905,084	5,904,570	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
平成20年度 情報システム機器賃貸借その2	小川 智弘 中部地方整備局静岡国道事務所 静岡市葵区南安倍2-8-1	H20.4.1	東芝ソリューション(株)	会計法第29条の3第4項	10,067,400	10,067,400	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
平成20年度 電子複写機の賃貸借及び保守(その2)	小川 智弘 中部地方整備局静岡国道事務所 静岡市葵区南安倍2-8-1	H20.4.1	富士ゼロックス静岡(株)	会計法第29条の3第4項	103,635	1,243,620	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
平成20年度 情報システム機器賃貸借	宮武 裕昭 中部地方整備局沼津河川国道事務所 沼津市下香貫外原3244-2	H20.4.1	東芝ソリューション(株)	会計法第29条の3第4項	12,509,280	12,509,280	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
平成20年度 C/Sシステム機器賃貸借	三輪 賢志 中部地方整備局富士砂防事務所 富士宮市三園平1100	H20.4.1	東芝ソリューション(株)	会計法第29条の3第4項	7,232,841	7,232,400	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
平成20年度 浜松河川国道事務所行政情報サーバー機器等賃貸借	盛谷 明弘 中部地方整備局浜松河川国道事務所 浜松市名塚町266	H20.4.1	東芝ソリューション(株)	会計法第29条の3第4項	8,003,520	8,003,520	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
平成20年度 データ伝送C/Sシステム機器賃貸借	小島 優 中部地方整備局庄内川河川事務所 名古屋市中区福徳町5-52	H20.4.1	東芝ソリューション(株)	会計法第29条の3第4項	6,702,809	6,701,940	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
平成20年度庄内川河川事務所警備業務	小島 優 中部地方整備局庄内川河川事務所 名古屋市中区福徳町5-52	H20.4.1	セコム(株)	会計法第29条の3第4項	82,635	2,968,560	100.0%		当該契約者において、設置済みの警報警備機器(センサー)について、経済性も考慮し引き続き使用するため。	平成22年度	
平成20年度 豊橋河川データ伝送端末機賃貸借	山崎 真一 中部地方整備局豊橋河川事務所 豊橋市中野町字平西1-6	H20.4.1	東芝ソリューション(株)	会計法第29条の3第4項	9,232,020	9,232,020	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
平成20年度 電子複写機の賃貸借及び保守	山崎 真一 中部地方整備局豊橋河川事務所 豊橋市中野町字平西1-6	H20.4.1	富士ゼロックス(株)	会計法第29条の3第4項	365,925	4,391,100	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
平成20年度リコー電子複写機の賃貸借及び保守	高橋 敏彦 中部地方整備局名古屋国道事務所 名古屋市瑞穂区鍵田町2-30	H20.4.1	リコー中部(株)	会計法第29条の3第4項	529,116	3,174,696	99.9%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	



平成20年度 愛知共同溝監視業務	高橋 敏彦 中部地方整備局名古屋 国道事務所 名古屋市瑞穂区鍵田町 2-30	H20.4.1	日本ユーティリティサブ ウェイ(株)	会計法第29条の3第4項	435,708,000	430,500,000	98.8%	「共同溝の監視業務等に関する基本協 定書」(昭和62年)に基づき、共同溝監視 に必要な施設及び機器類を設置し、監視 業務を行っており、また本共同溝を高い セキュリティーを要する24時間体制で常 時監視を継続することが必要であるた め。	平成22年度以降	
平成20年度 電子複写機の買 貸借及び保守その3	瀧美 智康 中部地方整備局愛知国 道事務所 名古屋市千種区池下町 2-62	H20.4.1	富士ゼロックス(株)	会計法第29条の3第4項	177,135	2,125,620	100.0%	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成21年度	
電子複写機の買貸借及び保守 (その2)	高井 嘉親 中部地方整備局名四国 道事務所 名古屋市瑞穂区神穂町 5-3	H20.4.1	富士ゼロックス(株)	会計法第29条の3第4項	705,695	8,242,290	97.3%	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成22年度	
平成20年度大型電子複写機 買貸借	横森 源治 中部地方整備局三重河 川国道事務所 津市広明町297	H20.4.1	三重銀総合リース(株)	会計法第29条の3第4項	2,664,900	2,664,900	100.0%	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成23年度	
平成20年度ゼロックス電子複 写機買貸借及び保守	横森 源治 中部地方整備局三重河 川国道事務所 津市広明町297	H20.4.1	富士ゼロックス三重 (株)	会計法第29条の3第4項	685,335	4,710,510	100.0%	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成21年度	
平成20年度リコー電子複写機 買貸借及び保守	横森 源治 中部地方整備局三重河 川国道事務所 津市広明町297	H20.4.1	三重リコピー販売(株)	会計法第29条の3第4項	250,005	3,000,060	100.0%	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成22年度	
平成20年度 大型電子複写機 買貸借	浅野 和広 中部地方整備局木曾川 下流河川事務所 桑名市大字福島465	H20.4.1	(株)北星實業	会計法第29条の3第4項	2,759,400	2,759,400	100.0%	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成23年度	
平成20年度 電子計算機装置 買貸借	田中 隆司 中部地方整備局紀勢国 道事務所 松阪市鎌田町144-6	H20.4.1	東芝ソリューション(株)	会計法第29条の3第4項	11,862,081	11,861,640	100.0%	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成22年度	
平成20年度火災警報等警備 業務	中川 義治 中部地方整備局北勢国 道事務所 四日市市南富田町4-6	H20.4.1	セコム三重(株)	会計法第29条の3第4項	1,026,900	1,026,900	100.0%	当該契約者において、設置済みの警報 警備機器(センサー)について、経済性も 考慮し引き続き使用するため。	平成22年度	
平成20年度 クライアントサー バシステム買貸借	柳 武市 中部地方整備局飯田国 道事務所 飯田市東栄町3350	H20.4.1	東芝ソリューション(株)	会計法第29条の3第4項	13,149,328	13,149,328	100.0%	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成21年度	
平成20年度 C/Sシステム機 器買貸借(天ダム統管)	大中 武易 中部地方整備局天竜川 ダム統合管理事務所 長野県上伊那郡中川村 大草6884-19	H20.4.1	東芝ソリューション(株)	会計法第29条の3第4項	5,670,000	5,670,000	100.0%	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成22年度	

平成20年度 丸山ダム情報システム機器賃貸借	山本 孝之 中部地方整備局丸山ダム管理所 岐阜県加茂郡八百津町 鷺の巣1422-5	H20.4.1	東芝ソリューション(株)	会計法第29条の3第4項	4,460,400	4,460,400	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度
平成20年度 矢作ダム情報システム機器賃貸借	渡邊 守 中部地方整備局矢作ダム管理所 愛知県豊田市閑羅瀬町 東畑67	H20.4.1	東芝ソリューション(株)	会計法第29条の3第4項	1,837,500	1,837,080	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度
平成20年度 蓮ダム行政情報サーバ機器等賃貸借	和田 一 中部地方整備局蓮ダム管理所 三重県松阪市飯高町森 1810-11	H20.4.1	東芝ソリューション(株)	会計法第29条の3第4項	4,490,388	4,489,380	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度
平成20年度 C/Sサーバ周辺機器賃貸借	菊井 幹男 中部地方整備局長島ダム管理所 静岡県榛原郡本川根町 犬間541-3	H20.4.1	東芝ソリューション(株)	会計法第29条の3第4項	1,367,402	1,367,100	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度
平成20年度 小里川ダムC/Sシステム機器賃貸借	早川 信光 中部地方整備局小里川ダム管理所 恵那市山岡町田代 1565-21	H20.4.1	東芝ソリューション(株)	会計法第29条の3第4項	4,920,300	4,920,300	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度
平成20年度 データ伝送端末機賃貸借	安田 佳哉 中部地方整備局中部技術事務所 名古屋市中区大幸南1-1-15	H20.4.1	東芝ソリューション(株)	会計法第29条の3第4項	5,966,635	5,966,635	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度
平成20年度CORINS・TECRIS情報提供	布村明彦 近畿地方整備局 大阪市中央区大手前1-5-44	H20.4.1	(財)日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂7丁目10番20号	会計法第29条の3第4項	6,142,500	6,142,500	100.0%	4 本業務は、工事実績情報サービス(CORINS)及び測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)より工事及び測量調査設計業務の実績に関する情報提供を受けるものである。 工事実績情報サービス(CORINS)及び測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)は公共事業における入札・契約手続きのよりいっそうの透明性、客観性、競争性の確保のため、受注業者の工事・業務実績、技術者に関わる日々変化する情報を幅広く収集し、データベース化したものであり、工事及び業務の入札契約手続きを公平かつ厳正に管理するためには欠くことのできない情報である。 (財)日本建設情報総合センター(JACIC)は、情報技術の活用による建設サービスの向上を目指して設立され、工事・業務実績、技術者等データ等の情報の収集を行っており、安定的継続的かつ常に最新の情報をCORINS及びTECRISより提供できる唯一の機関である。 従って、本業務の遂行に必要な上記条件を満たす同法人と随意契約するものである。	平成21年度

平成20年度「積算資料」材料単価等FD購入	布村明彦 近畿地方整備局 大阪市中央区大手前1-5-44	H20.4.22	(財)経済調査会 大阪市北区堂山町1-5	会計法第29条の3第4項	4,108,650	4,105,500	99.9%	7	本件は、近畿地方整備局が発注する建設工事の積算にあたって使用する「積算資料」に掲載の材料単価及び機械賃料データのフロッピーディスクを購入するものである。 (財)経済調査会は、資材価格等の実態調査価格を掲載している「積算資料」誌を定期刊行物として発行すると共に、それらを電子化したデータを保有している唯一の機関である。 従って、本件に必要な上記条件を満たす同法人と随意契約を行うものである。	平成21年度	
平成20年度「建設物価」材料単価等FD購入	布村明彦 近畿地方整備局 大阪市中央区大手前1-5-44	H20.4.22	(財)建設物価調査会 大阪市淀川区宮原3-5-24	会計法第29条の3第4項	4,433,100	4,433,100	100.0%	3	本件は、近畿地方整備局が発注する建設工事の積算にあたって使用する「建設物価」に掲載の材料単価及び機械賃料データのフロッピーディスクを購入するものである。 (財)建設物価調査会は、資材価格等の実態調査価格を掲載している「建設物価」誌を定期刊行物として発行すると共に、それらを電子化したデータを保有している唯一の機関である。 従って、本件に必要な上記条件を満たす同法人と随意契約を行うものである。	平成21年度	
パーソナルコンピュータ賃貸借(水文水質データ用)	中村基一 九頭竜川ダム統合管理事務所 福井県大野市中野29-28	H20.4.1	酒井電機(株) 福井県福井市順化2丁目1番2号	会計法第29条の3第4項	20,160	20,160	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
高速プリンター賃貸借及び保守等	中村基一 九頭竜川ダム統合管理事務所 福井県大野市中野29-28	H20.4.1	福井リコー(株) 福井県福井市御幸3-7-15	会計法第29条の3第4項	86,940	86,940	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
プロッター賃貸借	中村基一 九頭竜川ダム統合管理事務所 福井県大野市中野29-28	H20.4.1	福井リコー(株) 福井県福井市御幸3-7-15	会計法第29条の3第4項	30,360	30,360	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
平成20年度国営飛鳥歴史公園維持管理業務	藤野隆一 近畿地方整備局国営飛鳥歴史公園事務所 奈良県高市郡明日香村大字平田538番地	H20.4.1	(財)公園緑地管理財団 東京都港区麻布台2-4-5	会計法第29条の3第4項	199,000,000	199,000,000	100.0%	8	発注方法等について引き続き検討中のため	平成21年度	
カラーコピー複合機(姫路第一維持出張所他8箇所)賃貸借及び保守等	中込 淳 姫路河川国道事務所 兵庫県姫路市北条1丁目-250	H20.4.1	コニカミノルタビジネスソリューションズ(株)大阪支社 神戸営業所 神戸市中央区中町通2-1-18	会計法第29条の3第4項	241,531	241,531	100.0%	0	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
電子複合機(3F印刷室他6箇所)賃貸借及び保守等	中込 淳 姫路河川国道事務所 兵庫県姫路市北条1丁目-250	H20.4.1	富士ゼロックス兵庫(株) 神戸市中央区浜辺通2-1-30	会計法第29条の3第4項	451,405	451,405	100.0%	0	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
電子複写機賃貸者	桑島偉倫 和歌山河川国道事務所 和歌山市西汀丁16番	H20.4.1	東京都港区西新橋2-15-12 日立キャピタル(株)	会計法第29条の3第4項	73,500	73,500	100.0%		法令の規定により契約の相手方が一に定められている	平成21年度	
電子複写機賃貸者及び保守(リコー関西分)	桑島偉倫 和歌山河川国道事務所 和歌山市西汀丁16番	H20.4.1	和歌山市黒田39-2 リコー関西(株)和歌山支社	会計法第29条の3第4項	-	-	-		法令の規定により契約の相手方が一に定められている	平成21年度	
電子複写機賃貸者及び保守(リコー2)	桑島偉倫 和歌山河川国道事務所 和歌山市西汀丁16番	H20.4.1	和歌山市黒田39-2 リコー関西(株)和歌山支社	会計法第29条の3第4項	-	-	-		法令の規定により契約の相手方が一に定められている	平成21年度	
パソコンほか賃貸借(和歌山リコー分)	桑島偉倫 和歌山河川国道事務所 和歌山市西汀丁16番	H20.4.1	和歌山市黒田39-2 リコー関西(株)和歌山支社	会計法第29条の3第4項	-	-	-		法令の規定により契約の相手方が一に定められている	平成21年度	
パソコン他賃貸借(協和テクノロジズ分)	桑島偉倫 和歌山河川国道事務所 和歌山市西汀丁16番	H20.4.1	大阪市北区中崎1-2-23 協和テクノロジズ(株)	会計法第29条の3第4項	-	-	-		法令の規定により契約の相手方が一に定められている	平成21年度	

工事等実績情報提供	藤田 武彦 中国地方整備局 広島市中区上八丁堀6-34	H20.4.1	(財)日本建設情報総合センター	会計法第29条の3第4項	6,510,000	6,510,000	100.0%		行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能なものから提供を受けるもの	平成21年度	
複写機賃貸借及び保守(その3)	則 勢国営讃岐まんのう公園事務所香川県仲多度郡まんのう町吉野42-43-12	H20.4.1	リコー関西(株)大阪市中央区谷町4-11-6	会計法第29条の3第4項	—	144,900	—		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
デジタルカラー複合機賃貸借及び保守(その1)	三戸 雅文高知河川国道事務所高知県高知市六泉寺町96-7	H20.4.1	富士ゼロックス四国(株)香川県高松市磨屋町8-1	会計法第29条の3第4項	—	793,800	—		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
デジタルカラー複合機賃貸借及び保守(その9)	三戸 雅文高知河川国道事務所高知県高知市六泉寺町96-7	H20.8.1	富士ゼロックス四国(株)香川県高松市磨屋町8-1	会計法第29条の3第4項	1,587,600	1,587,600	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
平成20年度 ルータ機器賃貸借	三戸 雅文高知河川国道事務所高知県高知市六泉寺町96-7	H20.4.1	NECキャピタルソリューションズ(株)東京都港区芝5-29-11	会計法第29条の3第4項	—	186,690	—		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
平成20年度 ネットワーク機器賃貸借	三戸 雅文高知河川国道事務所高知県高知市六泉寺町96-7	H20.4.1	NECキャピタルソリューションズ(株)東京都港区芝5-29-11	会計法第29条の3第4項	2,212,560	2,212,560	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
平成20年度 洪水予測システム等関連機器賃貸借	三戸 雅文高知河川国道事務所高知県高知市六泉寺町96-7	H20.4.1	リコーリース(株)東京都中央区銀座7-16-3	会計法第29条の3第4項	—	32,760	—		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度以降	
平成20年度 パーソナルコンピュータGIS等賃貸借	三戸 雅文高知河川国道事務所高知県高知市六泉寺町96-7	H20.4.1	都築電気(株)東京都港区新橋6-19-15	会計法第29条の3第4項	—	31,500	—		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度以降	
平成20年度 OA機器等賃貸借(その2)	徳永良雄山鳥坂ダム工事事務所愛媛県大洲市肱川町予子林6-4	H20.9.30	NECキャピタルソリューション(株)四国支店香川県高松市中野町29-2	会計法第29条の3第4項	—	628,374	—		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
平成20年度 PC機器等賃貸借	徳永良雄山鳥坂ダム工事事務所愛媛県大洲市肱川町予子林6-4	H20.4.1	NECキャピタルソリューション(株)四国支店香川県高松市中野町29-2	会計法第29条の3第4項	1,742,643	1,742,643	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
平成20年度 カラー図面入出力システム賃貸借(その2)	徳永 良雄山鳥坂ダム工事事務所愛媛県大洲市肱川町予子林6-4	H20.7.1	リコーリース(株)東京都中央区銀座7-16-3	会計法第29条の3第4項	—	64,449	—		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	

平成20年度 水文水質DB関連機器賃貸借	藤堂 卓英香川河川国道事務所香川県高松市高松町2422-1	H20.4.1	NECキャピタルソリューション株式会社 四国支店香川県高松市中野町29-2	会計法第29条の3第4項	—	215,460	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
平成20年度 図面管理システム関連機器賃貸借	藤堂 卓英香川河川国道事務所香川県高松市高松町2422-1	H20.4.1	日立キャピタル株式会社 高松支店香川県高松市古新町3-1	会計法第29条の3第4項	4,001,886	4,001,886	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度以降	
平成20年度 事業関連資料蓄積機器賃貸借	藤堂 卓英香川河川国道事務所香川県高松市高松町2422-1	H20.4.1	住信・松下フィナンシャルサービス株式会社 四国支店広島県広島市中区大手町2-2-9	会計法第29条の3第4項	—	48,252	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度以降	
平成20年度 端末装置賃貸借(水文水質)	佐藤 清次郎野村ダム管理所愛媛県西予市野村町野村8-153-1	H20.4.1	NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区芝5-29-11	会計法第29条の3第4項	—	11,340	—	水文水質データベースを利用するための端末であり、データベースの性質から現在調達できるOSではデータベースが利用できないため。(現行機器は平成11年度に調達)	平成22年度以降	
平成20年度 ルータ機器賃貸借	佐藤 清次郎野村ダム管理所愛媛県西予市野村町野村8-153-1	H20.4.1	NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区芝5-29-11	会計法第29条の3第4項	—	372,960	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度以降	
機械系情報提供サーバ賃貸借	上路 茂四国技術事務所香川県高松市牟礼町牟礼1545	H20.4.1	NECキャピタルソリューション(株)四国支店香川県高松市中野町29番2号	会計法第29条の3第4項	—	198,702	—	長期間査定により単価を設定しているため	平成21年度	
平成20年度 電子計算機賃貸借	林 重延那賀川河川事務所徳島県阿南市領家町室ノ内390	H20.4.1	NECキャピタルソリューション(株)香川県高松市中野町29番2号	会計法第29条の3第4項	1,998,728	1,998,728	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
平成20年度 電子計算機賃貸借(その2)	林 重延那賀川河川事務所徳島県阿南市領家町室ノ内390	H20.4.1	東芝ファイナンス(株) 東京都中央区銀座五丁目2番1号	会計法第29条の3第4項	2,331,000	2,331,000	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
平成20年度電子複写機賃貸借及び保守	林 重延那賀川河川事務所徳島県阿南市領家町室ノ内390	H20.4.1	(株)金剛徳島県徳島市新内町1丁目11番1	会計法第29条の3第4項	7,992,780	7,992,772	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
平成20年度 四国山地砂防事務所ルータ機器賃貸借	石塚 忠範四国山地砂防事務所徳島県三好郡井川町西井川68-1	H20.4.1	NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区芝5-29-11	会計法第29条の3第4項	—	339,696	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
平成20年度 四国山地砂防事務所ネットワーク機器賃貸借	石塚 忠範四国山地砂防事務所徳島県三好郡井川町西井川68-1	H20.4.1	NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区芝5-29-11	会計法第29条の3第4項	3,311,280	3,311,280	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
平成20年度パーソナルコンピュータ賃貸借(その4)	荻野 宏之土佐国道事務所高知県高知市江陽町2-2	H20.4.1	NECリース(株)四国支店香川県高松市中野町29-2	会計法第29条の3第4項	—	80,209	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	

平成20年度 パーソナルコンピュータ賃貸借(その7)	荻野 宏之土佐国道事務所高知県高知市江陽町2-2	H20.9.1	NECリース(株)四国支店香川県高松市中野町29-2	会計法第29条の3第4項	—	106,207	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
平成20年度 パーソナルコンピュータ賃貸借(その5)	荻野 宏之土佐国道事務所高知県高知市江陽町2-2	H20.4.1	NECリース(株)四国支店香川県高松市中野町29-2	会計法第29条の3第4項	—	207,480	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
平成20年度 パーソナルコンピュータ賃貸借(その8)	荻野 宏之土佐国道事務所高知県高知市江陽町2-2	H20.8.27	NECリース(株)四国支店香川県高松市中野町29-2	会計法第29条の3第4項	—	290,472	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
平成20年度 サーバ賃貸借(その2)	荻野 宏之土佐国道事務所高知県高知市江陽町2-2	H20.4.1	NECリース(株)四国支店香川県高松市中野町29-2	会計法第29条の3第4項	—	554,085	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
平成20年度 サーバ賃貸借(その3)	荻野 宏之土佐国道事務所高知県高知市江陽町2-2	H20.8.27	NECリース(株)四国支店香川県高松市中野町29-2	会計法第29条の3第4項	—	775,719	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
平成20年度 図面管理システム関連機器の賃貸借	後藤 茂久中村河川国道事務所高知県四万十市右山2033-14	H20.4.1	日立キャピタル(株)高松支店香川県高松市古新町3-1	会計法第29条の3第4項	3,978,370	3,978,370	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
平成20年度 ネットワーク機器賃貸借	後藤 茂久中村河川国道事務所高知県四万十市右山2033-14	H20.4.1	NECキャピタルソリューション(株)四国支店香川県高松市中野町29-2	会計法第29条の3第4項	2,323,440	2,323,440	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
平成20年度 防災情報提供装置賃貸借	後藤 茂久中村河川国道事務所高知県四万十市右山2033-14	H20.4.1	NECキャピタルソリューション(株)四国支店香川県高松市中野町29-2	会計法第29条の3第4項	—	13,452	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度以降	
平成20年度 水文水質データベース関連機器賃貸借	後藤 茂久中村河川国道事務所高知県四万十市右山2033-14	H20.4.1	NECキャピタルソリューション(株)四国支店香川県高松市中野町29-2	会計法第29条の3第4項	—	229,944	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度以降	
平成20年度 一般国道33号松山外環状道路用地取得事務委託	柿屋 誠四国地方整備局高松市サンポート3-33	H20.5.12	愛媛県愛媛県松山市一番町4-4-2	会計法第29条の3第4項	—	18,270,000	—	地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているため	平成21年度	
平成20年度 道路管理情報提供機器賃貸借	恒石和義大洲河川国道事務所愛媛県大洲市中村210	H20.4.1	日立キャピタル(株)愛媛支店愛媛県松山市勝山町1-10-1	会計法第29条の3第4項	—	280,980	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度以降	

平成20年度 河川GIS端末買 賃借	恒石和義大洲河川国道 事務所愛媛県大洲市中 村210	H20.4.1	NECキャピタルソ リューション(株)四国 支店香川県高松市中 野町29-2	会計法第29条の3第4項	—	40,320	—	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成22年度以降	
平成20年度 ルータ買賃借(そ の1)	恒石和義大洲河川国道 事務所愛媛県大洲市中 村210	H20.4.1	NECキャピタルソ リューション(株)四国 支店香川県高松市中 野町29-2	会計法第29条の3第4項	—	453,978	—	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成22年度以降	
平成20年度 ルータ買賃借(そ の2)	恒石和義大洲河川国道 事務所愛媛県大洲市中 村210	H20.4.1	NECキャピタルソ リューション(株)四国 支店香川県高松市中 野町29-2	会計法第29条の3第4項	1,237,950	1,237,950	100.0%	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成22年度以降	
平成20年度 ルータ買賃借(そ の3)	恒石和義大洲河川国道 事務所愛媛県大洲市中 村210	H20.4.1	NECキャピタルソ リューション(株)四国 支店香川県高松市中 野町29-2	会計法第29条の3第4項	1,414,665	1,414,665	100.0%	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成22年度以降	
平成20年度 サーバ買賃借 (その1)	恒石和義大洲河川国道 事務所愛媛県大洲市中 村210	H20.4.1	NECキャピタルソ リューション(株)四国 支店香川県高松市中 野町29-2	会計法第29条の3第4項	—	255,339	—	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成22年度以降	
平成20年度 水文水質サーバ 買賃借	恒石和義大洲河川国道 事務所愛媛県大洲市中 村210	H20.4.1	NECキャピタルソ リューション(株)四国 支店香川県高松市中 野町29-2	会計法第29条の3第4項	—	293,832	—	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成22年度以降	
平成20年度 カラー図面入出 力装置買賃借(その2)	恒石和義大洲河川国道 事務所愛媛県大洲市中 村210	H20.4.1	リコーリース(株)四国 支社香川県高松市東 ハゼ町9-7	会計法第29条の3第4項	—	172,210	—	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成22年度以降	
平成20年度 図面管理システ ム関連装置買賃借	恒石和義大洲河川国道 事務所愛媛県大洲市中 村210	H20.4.1	日立キャピタル(株)愛 媛支店愛媛県松山市 勝山町1-10-1	会計法第29条の3第4項	4,573,107	4,573,107	100.0%	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成22年度以降	
平成20年度デジタル複写機 (複合機)買賃借及び保守(そ の2)	恒石和義大洲河川国道 事務所愛媛県大洲市中 村210	H20.6.1	富士ゼロックス四国 (株)高松市磨屋町8- 1	会計法第29条の3第4項	—	109,200	—	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成22年度以降	
ガソリン外	佐々木一英徳島河川国 道事務所徳島県徳島市 上吉野町3-35	H20.4.1	徳島県石油事業協同 組合徳島市西船場町3 -9-1	会計法第29条の3第5項	6,690,120	6,690,120	100.0%	予算決算及び会計令第99条第1項第1 8号により契約を行っていたものである。	平成21年度	
ガソリン外(その2)	佐々木一英徳島河川国 道事務所徳島県徳島市 上吉野町3-35	H20.9.30	徳島県石油事業協同 組合徳島市西船場町3 -9-1	会計法第29条の3第5項	4,113,525	4,113,525	100.0%	予算決算及び会計令第99条第1項第1 8号により契約を行っていたものである。	平成21年度	
平成20年度 ルータ装置買賃 借(保守等含む)	佐々木一英徳島河川国 道事務所徳島県徳島市 上吉野町3-35	H20.4.1	NECキャピタルソ リューション(株)四国 支店高松市中野町29 -2	会計法第29条の3第4項	857,610	857,610	100.0%	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成22年度	

平成20年度 大型図面複写機 賃借(保守等含む)	佐々木一英徳島河川国 道事務所徳島県徳島市 上吉野町3-35	H20.4.1	(株)金剛徳島市新内 町1-11-1	会計法第29条の3第4項	1,134,624	1,134,624	100.0%		当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成22年度	
平成20年度 ネットワーク機器 賃借(保守等含む)	佐々木一英徳島河川国 道事務所徳島県徳島市 上吉野町3-35	H20.4.1	NECキャピタルソ リューション(株)四国 支店高松市中野町29 -2	会計法第29条の3第4項	2,838,580	2,838,580	100.0%		当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成22年度	
平成20年度 図面管理シス テム関連機器賃借	佐々木一英徳島河川国 道事務所徳島県徳島市 上吉野町3-35	H20.4.1	日立キャピタル(株)四 国ソリューション営業支 店高松市中央町5-3 1	会計法第29条の3第4項	2,897,347	2,897,347	100.0%		当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成22年度	
平成20年度 水文水質デー タースerver賃借	佐々木一英徳島河川国 道事務所徳島県徳島市 上吉野町3-35	H20.4.1	リコーリース(株)四国 支社高松市東八世町9 -7	会計法第29条の3第4項	-	45,228	-		当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成22年度	
電子複写機賃借及び保守等	小島 孝文 近畿地方整備局国営明 石海峡公園事務所 兵庫県神戸市中央区海 岸通29番地	H20.4.1	富士ゼロックス兵庫 (株) 神戸市中央区浜辺通2 丁目1番30号	会計法第29条の3第4項	3,150	3,150	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成22年度	
「建設物価」等掲載資材価格 データ提供(その1)	祐屋 誠四国地方整備 局高松市サンポート3- 33	H20.4.17	(財)建設物価調査会 四国支部高松市寿町2 丁目1番1号	会計法第29条の3第4項	-	222,589	-		「建設物価」掲載の材料単価データにつ いて著作権を有し、材料単価データを販 売している唯一の機関である。	平成21年度	
「建設物価」等掲載資材価格 データ提供(その2)	祐屋 誠四国地方整備 局高松市サンポート3- 33	H20.5.26	(財)建設物価調査会 四国支部高松市寿町2 丁目1番1号	会計法第29条の3第4項	1,900,500	1,900,500	100.0%		「建設物価」掲載の材料単価データにつ いて著作権を有し、材料単価データを販 売している唯一の機関である。	平成21年度	
「積算資料」等掲載資材価格 データ提供(その1)	祐屋 誠四国地方整備 局高松市サンポート3- 33	H20.4.17	(財)経済調査会 四国 支部高松市紺屋町9番 地6	会計法第29条の3第4項	-	264,600	-		「積算資料」掲載の材料単価データにつ いて著作権を有し、材料単価データを販 売している唯一の機関である。	平成21年度	
「積算資料」等掲載資材価格 データ提供(その2)	祐屋 誠四国地方整備 局高松市サンポート3- 33	H20.5.27	(財)経済調査会 四国 支部高松市紺屋町9番 地6	会計法第29条の3第4項	2,929,500	2,866,500	97.8%		「積算資料」掲載の材料単価データにつ いて著作権を有し、材料単価データを販 売している唯一の機関である。	平成21年度	
工事等実績データ提供業務	祐屋 誠四国地方整備 局高松市サンポート3- 33	H20.4.1	(財)日本建設情報総 合センター東京都港区 赤坂7丁目10番20号	会計法第29条の3第4項	7,560,000	7,560,000	100.0%		公営工事機関における工事実績類を 収集している唯一のシステムであり、本 システムを保有している唯一の機関であ る。	平成21年度	
平成20年度 Server賃借 (その1)(保守等含む)	祐屋 誠四国地方整備 局高松市サンポート3- 33	H20.4.1	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の 内3丁目4番1号	会計法第29条の3第4項	37,000,820	37,000,820	100.0%		当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成22年度以降	
平成20年度 Server賃借 (その2)(保守等含む)	祐屋 誠四国地方整備 局高松市サンポート3- 33	H20.4.1	NECキャピタルソ リューション(株)四国 支店香川県高松市中 野町29番2号	会計法第29条の3第4項	23,504,765	23,504,765	100.0%		当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成22年度以降	
平成20年度 Server賃借 (その3)(保守等含む)	祐屋 誠四国地方整備 局高松市サンポート3- 33	H20.4.1	NTTファイナンス(株) 四国支店愛媛県松山 市二番町3丁目6番地	会計法第29条の3第4項	4,874,808	4,874,808	100.0%		当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成22年度以降	



平成20年度 サーバ賃貸借(その4)(保守等含む)	祐屋 誠四国地方整備局高松市サポート3-33	H20.4.1	東芝ファイナンス(株)東京都中央区銀座5丁目2番1号	会計法第29条の3第4項	—	7,425,621	—	本件は、四国地方整備局の行政情報システムネットワークを運用するために必要な機器を「平成20年度 サーバ賃貸借(その4)(保守等含む)」として賃貸借するものである。 本機器は、複数年度の賃貸借期間を設定したリース契約及び今年度再リース契約を行ったものである。 ①現在、機器の損傷やスペックの陳腐化はみられず、また、当分の間、部品の供給が可能であるところ、引き続き使用しても支障がないことから、再リース契約を行うとするものである。 したがって、本契約の履行にあたっては、上記業者以外と契約することができない。	平成22年度以降	
平成20年度 ルータ賃貸借(その1)(保守等含む)	祐屋 誠四国地方整備局高松市サポート3-33	H20.4.1	NECキャピタルソリューション(株)四国支店香川県高松市中野町29番2号	会計法第29条の3第4項	—	761,670	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度以降	
平成20年度 石手川ダム管理システム操作用端末賃貸借	高松 諭松山河川国道事務所愛媛県松山市土居田町797-2	H20.4.1	NECキャピタルソリューション(株)四国支店香川県高松市中野町29-2	会計法第29条の3第4項	—	143,892	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
平成20年度 石手川ダム管理システム用サーバ外賃貸借	高松 諭松山河川国道事務所愛媛県松山市土居田町797-2	H20.4.1	NECキャピタルソリューション(株)四国支店香川県高松市中野町29-2	会計法第29条の3第4項	—	527,902	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
デジタル複合機(カラー外)賃貸借及び保守(単価契約)	高松 諭松山河川国道事務所愛媛県松山市土居田町797-2	H20.4.1	富士ゼロックス四国(株)香川県高松市磨屋町8-1	会計法第29条の3第4項	849,492	849,492	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
デジタル複合機(カラー)賃貸借及び保守(単価契約)	高松 諭松山河川国道事務所愛媛県松山市土居田町797-2	H20.4.1	リコー関西(株)愛媛事業部愛媛県松山市辻町15-33	会計法第29条の3第4項	—	553,291	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
平成20年度 ルータ機器賃貸借	高松 諭松山河川国道事務所愛媛県松山市土居田町797-2	H20.4.1	NECキャピタルソリューション(株)四国支店香川県高松市中野町29-2	会計法第29条の3第4項	—	713,664	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度以降	
平成20年度図面管理システム関連機器賃貸借	高松 諭松山河川国道事務所愛媛県松山市土居田町797-2	H20.4.1	日立キャピタル(株)愛媛支店愛媛県松山市勝山町1-10-1	会計法第29条の3第4項	5,060,286	5,060,286	100.0%	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度以降	
通信回線利用料	高松 諭松山河川国道事務所愛媛県松山市土居田町797-2	H20.4.1	(株)STNet香川県高松市春日町1735-3	会計法第29条の3第4項	—	212,625	—	「平成20年度 道路管理情報提供機器賃貸借」に付随するもの。機器のオンライン通信に使用。 長期継続契約による	平成22年度以降	
平成20年度道路巡回システム関連機器賃貸借	高松 諭松山河川国道事務所愛媛県松山市土居田町797-2	H20.4.1	東芝ファイナンス(株)東京都中央区銀座5-2-1	会計法第29条の3第4項	—	32,760	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度以降	

平成20年度 道路管理情報提供機器賃貸借	高松 諭山山河川国道事務所愛媛県松山市土居田町797-2	H20.4.1	(株)アグサス愛媛県松山市六軒家町2-30	会計法第29条の3第4項	—	173,880	—		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度以降	
平成20年度 石手川ダム管理システム用サーバ賃貸借	高松 諭山山河川国道事務所愛媛県松山市土居田町797-2	H20.4.1	NECキャピタルソリューション(株)四国支店香川県高松市中野町29-2	会計法第29条の3第4項	527,902	527,902	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
建設資材価格FD購入(その1)	支出負担行為担当官九州地方整備局長 鈴木 克宗 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	H20.4.4	(財)経済調査会九州支部 福岡市博多区博多駅前2-3-7	会計法第29条の3第4項	4,254,600	4,254,600	100.0%		行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について提供することが可能な者が当該企業しかいないため	平成21年度	
建設資材価格FD購入(その2)	支出負担行為担当官九州地方整備局長 鈴木 克宗 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	H20.4.4	(財)建設物価調査会九州支部 福岡市博多区博多駅前1-15-20	会計法第29条の3第4項	2,948,400	2,877,000	97.6%		行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について提供することが可能な者が当該企業しかいないため	平成21年度	
平成20年度 工事及び測量調査設計業務実績情報提供業務	支出負担行為担当官九州地方整備局長 鈴木 克宗 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	H20.4.1	(財)日本建設情報総合センター 東京都港区赤坂7-10-20	会計法第29条の3第4項	7,560,000	7,560,000	100.0%		行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について提供することが可能な者が当該企業しかいないため	平成21年度	
河川GISシステム用サーバ1式賃貸借	支出負担行為担当官九州地方整備局長 鈴木 克宗 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎	H20.4.1	NECリース(株)福岡市博多区御供所町1-1	会計法第29条の3第4項	314,580	314,580	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
平成20年度道の駅うきは浄化槽保守点検作業	分任支出負担行為担当官九州地方整備局 福岡国道事務所長 小口 浩 福岡県福岡市東区名島3丁目24-10	H20.4.3	有限会社浮羽美化センター 福岡県うきは市浮羽町山北64-2	会計法第29条の3第4項	1,291,500	1,291,500	100.0%		本地域内において、点検の県知事許可及び清掃の市長許可を受けている者が、当該業者しかいないため。	平成21年度	
デジタル複合機賃貸借及び保守外7件	分任支出負担行為担当官九州地方整備局 大分川ダム工事事務所長 平松 信幸 大分県大分市1丁目3番30号	H20.4.1	(株)ネットエース	会計法第29条の3第4項	922,224	922,224	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
図面プロッター外賃貸借(ネットエース)	分任支出負担行為担当官九州地方整備局 大分河川国道事務所長 西尾 崇 大分市西大道1丁目1番71号	H20.4.1	(株)ネットエース 大分県大分市枚2-14-3	会計法第29条の3第4項	2,052,527	2,052,527	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
大分川ダムななせ館賃貸借	分任支出負担行為担当官九州地方整備局 大分川ダム工事事務所長 平松 信幸 大分県大分市1丁目3番30号	H20.4.1	コマツハウス(株)	会計法第29条の3第4項	624,750	624,750	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成27年度	
宮崎河川国道事務所サーバ・プロバイダ契約	分任支出負担行為担当官九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長 山本 巧 宮崎市大工2丁目39番地	H20.4.1	アイコムティ(株) 宮崎県宮崎市中央通4番7号 ケネディビル2階	会計法第29条の3第4項	186,165	186,165	100.0%		サーバ部分の随意契約解消のためには国債予算が必要であるが、当該機器分は平成22年度予算で要求予定のため。プロバイダ部分は少額へ移行。	平成22年度	

小型貨物自動車4個貸借(都城・高岡・高鍋・工三)	分任支出負担行為担当 九州地方整備局 宮崎 河川国道事務所長 山本 巧 宮崎市大工2丁目39番 地	H20.4.1	エヌ・ディー・リースア ンドサービス(株) 福岡市博多区上牟田3 -7-18	会計法第29条の3第4項	145,740	145,740	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
大淀川・小丸川洪水予測システム関連機器に関する賃貸借	分任支出負担行為担当 九州地方整備局 宮崎 河川国道事務所長 山本 巧 宮崎市大工2丁目39番 地	H20.4.1	宮崎電子機器(株) 宮崎県宮崎市下原町2 14番18号	会計法第29条の3第4項	105,000	105,000	100.0%		随意契約解消のためには国債予算が必要であるが、当該機器分は平成21年度に示達予定のため。	平成21年度	
デジタル複合機2個賃貸借及び保守(道管1・電通)	分任支出負担行為担当 九州地方整備局 宮崎 河川国道事務所長 山本 巧 宮崎市大工2丁目39番 地	H20.4.1	宮崎電子機器(株) 宮崎県宮崎市下原町2 14番18号	会計法第29条の3第4項	88,830	88,830	100.0%		随意契約解消のためには国債予算が必要であるが、当該機器分は平成21年度に示達予定のため。	平成21年度	
小型貨物自動車3個賃貸借	分任支出負担行為担当 九州地方整備局 大分川ダム工事事務所長 平松 信幸 大分県大分市1丁目3番 30号	H20.4.1	エヌディリース・システ ム(株) 九州支社福岡市博多 区上牟田3-7-18	会計法第29条の3第4項	135,450	135,450	100.0%		当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
55 デジタル複合機1式の借入及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁 目	H20.4.1	北海文具(株) 北海道札幌市北区北 20条西8丁目	会計法第29条の3第4項	1,616,880	1,616,880	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
57 デジタル複合機1式外1件の借入及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁 目	H20.4.1	富士ゼロックス北海道 (株) 北海道札幌市中央区 大通西10丁目	会計法第29条の3第4項	4,217,832	4,217,832	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
58 デジタル複合機1式の借入及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁 目	H20.4.1	(株)キサツ 北海道札幌市中央区 南21条西10丁目	会計法第29条の3第4項	2,608,956	2,608,956	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
59 デジタル複写機1式の借入及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁 目	H20.4.1	大洋事務機(株) 北海道札幌市東区本 町1条1丁目	会計法第29条の3第4項	3,897,924	3,897,924	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
60 デジタル複合機1式の借入及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁 目	H20.4.1	北海文具(株) 北海道札幌市北区北 20条西8丁目	会計法第29条の3第4項	1,934,592	1,934,592	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
61 デジタル複合機1式の借入及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁 目	H20.4.1	大洋事務機(株) 北海道札幌市東区本 町1条1丁目	会計法第29条の3第4項	2,153,844	2,153,844	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
317 北海道開発局本局庁舎基幹LAN機器一式の借入及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁 目	H20.4.1	日本電子計算機(株) 東京都千代田区丸の 内3丁目4番1号	会計法第29条の3第4項	35,771,400	35,771,400	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	

1010 工事情報等共有データベースシステム用サーバ等3式の借入及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	H20.4.1	(株)HBA 北海道札幌市中央区 北3条西7-1	会計法第29条の3第4項	3,792,600	3,792,600	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
1012 道路3課LAN用サーバ1式の借入及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	H20.4.1	日本データサービス (株) 北海道札幌市東区北 16条東19丁目	会計法第29条の3第4項	2,683,800	2,683,800	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
1017 工事契約情報等連携システム用サーバ1式の借入及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	H20.4.1	(株)HBA 北海道札幌市中央区 北3条西7-1	会計法第29条の3第4項	16,695,000	16,695,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
1019 交通量常時観測システム更新及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目	会計法第29条の3第4項	2,135,700	2,135,700	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
1020 パーソナルコンピュータ(ノート型)42式の借入及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	H20.4.1	日本データサービス (株) 北海道札幌市東区北 16条東19丁目	会計法第29条の3第4項	1,375,920	1,375,920	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
1022 建設関連業者登録システム用サーバ機器等1式の借入及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	H20.4.1	日本データサービス (株) 北海道札幌市東区北 16条東19丁目	会計法第29条の3第4項	2,570,400	2,570,400	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
1023 電子公文書作成システム用サーバ1式の賃貸借及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	H20.4.1	北海道オフィス・マシン (株) 北海道札幌市中央区 大通西16丁目	会計法第29条の3第4項	879,480	879,480	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
複写機1台賃貸借及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	H20.4.1	日本データサービス (株) 北海道札幌市東区北 16条東19丁目	会計法第29条の3第4項	3,232,776	3,232,776	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
技術情報データベース用サーバ外2式の借入及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	H20.4.1	日本データサービス (株) 北海道札幌市東区北 16条東19丁目	会計法第29条の3第4項	861,840	861,840	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
気象情報受配信装置一式賃貸借及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	H20.4.1	(株)岩崎 北海道札幌市中央区 北4条東2丁目1	会計法第29条の3第4項	2,362,500	2,362,500	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
LAN関連機器1式の借入及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	H20.4.1	日本データサービス (株) 北海道札幌市東区北 16条東19丁目	会計法第29条の3第4項	3,853,080	3,853,080	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	

情報通信機器一式賃貸及び保守	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	H20.4.1	日本データサービス(株) 北海道札幌市東区北16条東19丁目	会計法第29条の3第4項	1,864,800	1,864,800	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
共通自動車乗車券使用契約(札幌)	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	H20.4.1	札幌ハイヤー事業協同組合 北海道札幌市中央区南8条西15丁目	会計法第29条の3第4項	18,303,000	18,303,000	100.0%	-	札幌地区においては、事業者が定める旅客運賃及び運送約款が同一であり、すべてのタクシー事業者が同組合に加入していることから、競争が存在しないため。	平成21年度	
資材価格データ提供(積算資料外)業務	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	H20.4.2	(財)経済調査会 東京都中央区銀座5-13-16	会計法第29条の3第4項	4,347,000	4,347,000	100.0%	7	「積算資料及び材料単価データベース」を発行・作成している唯一の機関であるため。	平成21年度	
資材価格データ提供(建設物価外)業務	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	H20.4.2	(財)建設物価調査会 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8	会計法第29条の3第4項	5,460,000	5,455,800	99.9%	3	「建設物価及び材料単価データベース」を発行・作成している唯一の機関であるため。	平成21年度	
工事実績・測量調査設計業務実績情報提供業務	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	H20.4.1	(財)日本建設情報総合センター 東京都渋谷区赤坂7丁目10番20号アカサカセブンスアヴェニュー	会計法第29条の3第4項	3,150,000	3,150,000	100.0%	4	本業務は、入札・契約手続の透明性・客観性・競争性をより高めつつ、技術力に信頼のおける業者選定を行うために必要な工事実績及び測量調査設計業務実績等に関する情報の提供を受けるものであり、これらの情報を集積し、提供できるシステムを保有している法人は他にないため。	平成21年度	
電話料	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	-	3,914,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
電話料(回線使用料)	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	-	1,336,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
携帯電話料	松本 政美 北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・ティ・コム北海道 北海道札幌市北区北1条西14丁目	会計法第29条の3第4項	-	1,927,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
電子複写機1台借入及び保守	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	H20.4.1	(株)キサン 北海道札幌市中央区南21条西10丁目	会計法第29条の3第4項	1,320,828	1,320,828	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
プリンター7台外一式借入及び保守	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	H20.4.1	日本データサービス(株) 北海道札幌市東区北16条東19丁目1番14号	会計法第29条の3第4項	1,263,780	1,263,780	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
パーソナルコンピュータ(工事情報提供用・ノート型)15台借入及び保守	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	H20.4.1	大洋事務機(株) 北海道札幌市東区本町1条1丁目3番	会計法第29条の3第4項	879,984	879,984	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
防災気象情報受信システム借入及び保守	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	H20.4.1	大洋事務機(株) 北海道札幌市東区本町1条1丁目3番	会計法第29条の3第4項	819,000	819,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	

グループウェアシステム一式の 賃貸借及び保守	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19 丁目	H20.4.1	(株)HBA 北海道札幌市中央区 北3条西7-1	会計法第29条の3第4項	8,744,400	8,744,400	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成23年度	
CALS展開手法検討業務用 サーバ2台他借入及び保守	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19 丁目	H20.4.1	大洋事務機(株) 北海道札幌市東区本 町1条1丁目3番	会計法第29条の3第4項	1,574,364	1,574,364	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成21年度	
権戸農業開発事業所 仮設宿 泊所借上	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19 丁目	H20.4.1	昭和マテリアル(株) 北海道岩見沢市上幌 向町542番地7	会計法第29条の3第4項	10,054,800	10,054,800	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成22年度	
デジタル複写機一式借上	片倉 浩司 札幌開発建設部札幌道 路事務所 札幌市豊平区水車町1 丁目1番2号	H20.4.1	北海文具(株) 北海道札幌市北区北2 0条西8丁目	会計法第29条の3第4項	1,081,080	1,081,080	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成21年度	
電子複写機(カラー)賃貸借 及び保守	佐藤 薫 札幌開発建設部 岩見沢 道路事務所 岩見沢市日の出北2丁 目1番5号	H20.4.1	(株)文明堂 北海道岩見沢市9条西 1丁目	会計法第29条の3第4項	3,046,560	3,046,560	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成21年度	
電子複写機(カラー)賃貸借 及び保守	得能 仁 札幌開発建設部 千歳道路事務所 千歳市北斗6丁目13番 3号	H20.4.1	(株)カミノ 北海道千歳市新富3- 3-24	会計法第29条の3第4項	4,599,000	4,599,000	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成21年度	
電子複写機2台賃貸借及び保 守(工事課・維持課)	渡辺 勲 札幌開発建設部 滝川 道路事務所 滝川市新町2丁目1-3 1	H20.4.1	(株)栄進堂 北海道留萌市栄町2丁 目5-28	会計法第29条の3第4項	1,433,670	1,433,670	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成21年度	
滝野公園 電子複写機賃貸 借及び保守	鹿野 央 札幌開発建設部国営滝 野すずらん丘陵公園事 務所 札幌市南区滝野247番 地	H20.4.1	大洋事務機(株) 北海道札幌市東区本 町1条1丁目3番	会計法第29条の3第4項	3,807,216	3,807,216	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成21年度	
滝野公園 レーザープリンタ 賃貸借及び保守	鹿野 央 札幌開発建設部国営滝 野すずらん丘陵公園事 務所 札幌市南区滝野247番 地	H20.4.1	大洋事務機(株) 北海道札幌市東区本 町1条1丁目3番	会計法第29条の3第4項	943,740	943,740	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成21年度	
札幌南農業事務所 プレハブ 倉庫外借上	河端 明 札幌開発建設部札幌南 農業事務所 北広島市中央6丁目8番 地	H20.4.1	郡リース(株) 東京都港区六本木6丁 目11-17	会計法第29条の3第4項	3,225,600	3,225,600	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成25年度	
複合機(リコー imagioNEO753 モデル75)賃貸借及び保守	河端 明 札幌開発建設部札幌南 農業事務所 北広島市中央6丁目8番 地	H20.4.1	(株)エーワングループ 北海道札幌市白石区 菊水元町6条3丁目1 -17	会計法第29条の3第4項	2,275,127	2,275,127	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提 に契約を行っていたものである。前提で ある契約期間終了を待たざるを得ないた め。または、前提である契約期間終了後 においても引き続き使用可能であるた め、業務の必要上、経費節減等の観点 から再リース等を行ったため。	平成21年度	

複写機賃貸借及び保守	本間 久雄 札幌開発建設部千歳空港建設事業所 千歳市美々 新千歳空港内	H20.4.1	大洋事務機(株) 北海道札幌市東区本町1条1丁目3番	会計法第29条の3第4項	938,763	938,763	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
電子複写機賃貸借及び保守	本間 久雄 札幌開発建設部千歳空港建設事業所 千歳市美々 新千歳空港内	H20.4.1	大洋事務機(株) 北海道札幌市東区本町1条1丁目3番	会計法第29条の3第4項	2,013,480	2,013,480	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
複写電送装置(複合機2台)賃貸借及び保守料金	奥山 昭雄 札幌開発建設部樺戸農業開発事業所長 樺戸郡新十津川町字中央331-7	H20.4.1	大洋事務機(株) 北海道札幌市東区本町1条1丁目3番	会計法第29条の3第4項	1,301,448	1,301,448	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
プロジェクター・カラー複合機賃貸借及び保守料金	奥山 昭雄 札幌開発建設部樺戸農業開発事業所長 樺戸郡新十津川町字中央331-7	H20.4.1	大洋事務機(株) 北海道札幌市東区本町1条1丁目3番	会計法第29条の3第4項	1,659,729	1,659,729	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
複合機(モノクロ)賃貸借及び保守料金単価契約	奥山 昭雄 札幌開発建設部樺戸農業開発事業所長 樺戸郡新十津川町字中央331-7	H20.4.1	大洋事務機(株) 北海道札幌市東区本町1条1丁目3番	会計法第29条の3第4項	1,212,712	1,212,707	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
複合機(モノクロ)賃貸借及び保守料金単価契約	奥山 昭雄 札幌開発建設部樺戸農業開発事業所長 樺戸郡新十津川町字中央331-7	H20.4.1	(株)エーワングループ 北海道札幌市白石区菊水元町6条3丁目1-17	会計法第29条の3第4項	1,852,578	1,852,578	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
乗用自動車借上	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	H20.4.1	札幌ハイヤー事業協同組合 北海道札幌市中央区南8条西15丁目	会計法第29条の3第4項	12,082,120	12,082,120	100.0%	-	札幌地区においては、事業者が定める旅客運賃及び運送約款が同一であり、すべてのタクシー事業者が同組合に加入していることから、競争が存在しないため。	平成21年度	
札幌開発建設部本部庁舎55回線分に係る電話料(独自寮官負担分含む)	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	-	3,999,199	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
札幌開発建設部76回線分に係る携帯電話料	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・ティ・コム北海道 北海道札幌市北区北1条西14丁目	会計法第29条の3第4項	-	2,771,613	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
札幌開発建設部札幌道路事務所48回線に係る携帯電話料金外	片倉 浩司 札幌開発建設部札幌道路事務所 札幌市豊平区水車町1丁目1番2号	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・ティ・コム北海道 北海道札幌市北区北1条西14丁目	会計法第29条の3第4項	-	2,988,057	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
札幌開発建設部札幌道路事務所107回線に係る電話料金外	片倉 浩司 札幌開発建設部札幌道路事務所 札幌市豊平区水車町1丁目1番2号	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	-	15,356,181	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
札幌道路事務所 インターネット基本料	片倉 浩司 札幌開発建設部札幌道路事務所 札幌市豊平区水車町1丁目1番2号	H20.4.1	(株)インターネットイニシアティブ 東京都千代田区神田神保町1-105	会計法第29条の3第4項	-	7,408,800	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、契約の性質又は目的が競争を許さないため。	平成21年度	

札幌開発建設部岩見沢道路事務所 電話料	佐藤 薫 札幌開発建設部 岩見沢道路事務所 岩見沢市日の出北2丁目1番5号	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	6,696,335	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
札幌開発建設部岩見沢道路事務所 携帯電話料	佐藤 薫 札幌開発建設部 岩見沢道路事務所 岩見沢市日の出北2丁目1番5号	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・ティドコモ北海道 北海道札幌市北区北1条西14丁目	会計法第29条の3第4項	—	1,282,249	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
電話料	得能 仁 札幌開発建設部 千歳道路事務所長 千歳市北斗6丁目13番3号	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	4,195,647	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
札幌開発建設部滝川道路事務所管内39回線外に係る電話料	渡辺 勲 札幌開発建設部 滝川道路事務所 滝川市新町2丁目1-31	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	14,617,984	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
札幌開発建設部滝川道路事務所携帯電話26台分に係る電話料	渡辺 勲 札幌開発建設部 滝川道路事務所 滝川市新町2丁目1-31	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・ティドコモ北海道 北海道札幌市北区北1条西14丁目	会計法第29条の3第4項	—	1,486,092	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
札幌開発建設部深川道路事務所庁舎42回線外に係る電話料	新谷 義信 札幌開発建設部深川道路事務所 深川市音江町字広里306	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	6,876,083	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
電話料及び回線使用料	川村 和幸 札幌開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	1,583,243	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
札幌開発建設部札幌南農業事務所庁舎6回線分に係る電話料	河端 明 札幌開発建設部札幌南農業事務所 北広島市中央6丁目8番地	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	1,816,855	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
樺戸農業開発事業所 電話料(現場)	奥山 昭雄 札幌開発建設部樺戸農業開発事業所長 樺戸郡新十津川町字中央331-7	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	1,219,948	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
札幌開発建設部大夕張ダム管理所庁舎12回線分に係る電話料	館野 健悦 札幌開発建設部 大夕張ダム管理所長 夕張市南部東町	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	1,649,866	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
グループウェアシステム1式借入及び保守	山本 茂 石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	H20.4.1	富士通リース(株) 東京都新宿区西新宿2-7-1	会計法第29条の3第4項	11,337,480	11,337,480	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
直轄堰堤維持の内芦別取水ダム等の管理業務	山本 茂 石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	H20.4.1	電源開発(株) 東京都中央区銀座6-15-1	会計法第29条の3第4項	68,008,500	68,008,500	100.0%	—	当該共同施設の管理は、建設大臣、電源開発(株)及び桂沢上水道組合の三者による協定に基づき、電源開発(株)が行うことになっているため。	平成22年度	
岩見沢市北村地区地域再編計画検討業務	山本 茂 石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	H20.4.24	岩見沢市 北海道岩見沢市鳩が丘1-1-1	会計法第29条の3第4項	1,010,000	1,010,000	100.0%	—	遊水地対象地域住民の家族構成や農地面積等の個人情報に精通し、公益性、中立性、守秘能力を有し、地区や地元関係者と市との調整能力が必要となるため。	平成21年度	
月形町雁里地区地域再編計画検討業務	山本 茂 石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	H20.4.24	月形町 北海道樺戸郡月形町1219	会計法第29条の3第4項	4,650,000	4,650,000	100.0%	—	遊水地対象地域住民の家族構成や農地面積等の個人情報に精通し、公益性、中立性、守秘能力を有し、地区や地元関係者と市との調整能力が必要となるため。	平成21年度	



共同収容設備賃貸借契約	山越 明博 石狩川開発建設部岩見沢河川事務所 岩見沢市7条東9丁目3-1	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北1条西6丁目	会計法第29条の3第4項	1,902,600	1,902,600	100.0%	-	本契約は、月形大橋の架け替えの管路敷設の間、共同収容設備を借入れるものであり、新橋完成予定の平成24年までは必要となるため。	平成24年度	
複写機(リコーimagic NeoC 600)賃貸借及び保守	中田 満洋 石狩川開発建設部江別河川事務所 江別市高砂町5番地	H20.4.1	(株)キサツ 北海道札幌市中央区南21条西10丁目	会計法第29条の3第4項	1,041,166	1,041,166	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
大型幅広複合機(リコーimagic Neo W7050)賃貸借及び保守	中田 満洋 石狩川開発建設部江別河川事務所 江別市高砂町5番地	H20.4.1	北海道リコー(株) 北海道札幌市北区北7条西4-12	会計法第29条の3第4項	1,263,780	1,263,780	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
千歳川江別太地区地下水水位計借入及保守点検	中田 満洋 石狩川開発建設部江別河川事務所 江別市高砂町5番地	H20.4.1	(株)測機社 北海道札幌市中央区南14条西11-3-3	会計法第29条の3第4項	1,123,752	1,123,752	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
カラーレーザープリンタ(リコー)賃貸借及び保守	樺澤 孝人 石狩川開発建設部千歳川河川事務所 千歳市住吉1丁目1番1号	H20.4.1	(株)キサツ 北海道札幌市中央区南21条西10丁目	会計法第29条の3第4項	4,369,306	4,369,306	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
大型幅広複合機(リコーimagic Wide7040モデル75e)賃貸借及び保守	小松 孝志 石狩川開発建設部北空知河川事業所 雨竜郡妹背牛町字妹背牛482-1	H20.4.1	(株)岩崎 北海道札幌市中央区北4条東2丁目1	会計法第29条の3第4項	1,050,840	1,050,840	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
複写機(リコーimagic Neo752モデル75)賃貸借及び保守	小松 孝志 石狩川開発建設部北空知河川事業所 雨竜郡妹背牛町字妹背牛482-1	H20.4.1	(株)キサツ 北海道札幌市中央区南21条西10丁目	会計法第29条の3第4項	1,515,528	1,515,528	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
複写機1式借入れ及び保守	石神 孝之 石狩川開発建設部幾春別川ダム建設事業所 札幌市南区南32条西8丁目2-1	H20.4.1	(株)ダイマル 北海道三笠市多賀町20	会計法第29条の3第4項	1,072,008	1,072,008	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
一般乗用旅客自動車運送料	山本 茂 北海道開発局石狩川開発建設部 札幌市中央区北1条西19丁目	H20.4.1	札幌ハイヤー事業協同組合 北海道札幌市中央区南8条西15丁目	会計法第29条の3第4項	7,186,280	7,186,280	100.0%	-	札幌地区においては、事業者が定める旅客運賃及び運送約款が同一であり、すべてのタクシー事業者が同組合に加入していることから、競争が存在しないため。	平成21年度	
石狩川開発建設部65回線分電話料金	山本 茂 石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	-	3,104,575	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
石狩川開発建設部78回線分携帯電話料金	山本 茂 石狩川開発建設部 札幌市中央区北2条西19丁目	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・ティ・コム北海道 北海道札幌市北区北1条西14丁目	会計法第29条の3第4項	-	2,839,981	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
札幌河川事務所庁舎外電話料	遠藤 友志郎 石狩川開発建設部札幌河川事務所 札幌市南区南32条西8丁目2番1号	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	-	2,165,762	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	

江別河川事務所庁舎外電話料	中田 満洋 石狩川開発建設部江別河川事務所 江別市高砂町5番地	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	1,405,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
千歳川河川事務所庁舎外電話料	樺澤 孝人 石狩川開発建設部千歳川河川事務所 千歳市住吉1丁目1番1号	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	1,487,111	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
滝川河川事務所庁舎外電話料	葛西 正喜 石狩川開発建設部滝川河川事務所 樺戸郡新十津川町字中央89番地	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	1,446,674	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
豊平川ダム統合管理事務所外32回線分電話料	新目 竜一 石狩川開発建設部豊平川ダム統合管理事務所 札幌市南区南32条西8丁目2-1	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	1,130,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
滝里ダム管理所外電話料及び回線使用料	野上 毅 石狩川開発建設部滝里ダム管理所 芦別市滝里町683番地	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	1,410,035	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
桂沢ダム管理所庁舎外電話料	前田 富男 石狩川開発建設部桂沢ダム管理所 三笠市桂沢	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	1,810,648	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
グループウェアシステム一式借入れ	大寺 伸幸 函館開発建設部 函館市大川町1番27号	H20.4.1	スエヒロ事務機(株) 北海道函館市宮前町 30番1号	会計法第29条の3第4項	8,542,800	8,542,800	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
自動電話交換機装置一式借入れ	大寺 伸幸 函館開発建設部 函館市大川町1番27号	H20.4.1	NECネットエスアイ(株) 北海道札幌市中央区 大通西4丁目1番地	会計法第29条の3第4項	1,295,910	1,295,910	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
LAN関連機器一式の借入及び保守	大寺 伸幸 函館開発建設部 函館市大川町1番27号	H20.4.1	日通商事(株) 北海道札幌市北区北7条西4丁目5番地1	会計法第29条の3第4項	8,064,180	8,064,180	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
パーソナルコンピュータ(ノート型)225台の借入及び保守	大寺 伸幸 函館開発建設部 函館市大川町1番27号	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北1条西6丁目	会計法第29条の3第4項	6,010,200	6,010,200	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
土木積算用サーバー1式の借入及び保守	大寺 伸幸 函館開発建設部 函館市大川町1番27号	H20.4.1	スエヒロ事務機(株) 北海道函館市宮前町 30番1号	会計法第29条の3第4項	6,136,200	6,136,200	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
水文水質データベースサーバー一式賃貸借及び保守	大寺 伸幸 函館開発建設部 函館市大川町1番27号	H20.4.1	スエヒロ事務機(株) 北海道函館市宮前町 30番1号	会計法第29条の3第4項	806,400	806,400	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	

デジタル複合機借入及び保守	二階堂 司 函館開発建設部今金河川事務所 瀬棚郡今金町字今金414番地の7	H20.4.1	スエヒロ事務機(株) 北海道函館市宮前町30番1号	会計法第29条の3第4項	1,131,837	1,131,837	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
電子複写機2台賃貸借及び保守	米田 義弘 函館開発建設部函館道路事務所 北斗市追分4丁目11番2号	H20.4.1	(株)石田文具 北海道函館市鍛冶1丁目39番11号	会計法第29条の3第4項	1,186,178	1,186,178	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
電子複写機(Neo603)賃貸借及び保守	藤田 洋延 函館開発建設部八雲道路事務所 二海郡八雲町東雲町23番地	H20.4.1	(有)カナザワ 北海道二海郡八雲町富士見町108番地	会計法第29条の3第4項	1,638,551	1,638,551	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
電子複写機賃貸借及び保守	河本 康秀 函館開発建設部函館港湾事務所 函館市海岸町25番7号	H20.4.1	スエヒロ事務機(株) 北海道函館市宮前町30番1号	会計法第29条の3第4項	2,152,920	2,152,920	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
デジタル複合機1台賃貸借及び保守	大寺 伸幸 函館開発建設部 函館市大川町1番27号	H20.4.1	(株)加藤栄好堂 北海道亀田郡七飯町字本町437番地	会計法第29条の3第4項	805,718	805,718	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
カラー複合機1台賃貸借及び保守	大寺 伸幸 函館開発建設部 函館市大川町1番27号	H20.4.1	スエヒロ事務機(株) 北海道函館市宮前町30番1号	会計法第29条の3第4項	3,174,566	3,174,566	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
電話料	大寺 伸幸 函館開発建設部 函館市大川町1番27号	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	-	2,932,246	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
函館開発建設部119台分に係る携帯電話料	大寺 伸幸 函館開発建設部 函館市大川町1番27号	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・ティ・コム北海道 北海道札幌市北区北1条西14丁目	会計法第29条の3第4項	-	4,548,613	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
函館開発建設部函館道路事務所61回線分に係る電話料	米田 義弘 函館開発建設部函館道路事務所 北斗市追分4丁目11番2号	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	-	9,672,995	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
函館開発建設部八雲道路事務所69回線に係る電話料	藤田 洋延 函館開発建設部八雲道路事務所 二海郡八雲町東雲町23番地	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	-	1,885,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
八雲道路事務所に係る回線使用料	藤田 洋延 函館開発建設部八雲道路事務所 二海郡八雲町東雲町23番地	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	-	7,125,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
函館開発建設部函館港湾事務所電話料	河本 康秀 函館開発建設部函館港湾事務所 函館市海岸町25番7号	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	-	3,206,000	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	

函館開発建設部江差港湾事務所28回線分に係る電話料	大寺 伸幸 函館開発建設部 函館市大川町1番27号	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	4,773,936	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
施工情報共有サーバー式借入及び保守	相馬 和則 小樽開発建設部 小樽市潮見台1丁目15-5	H20.4.1	(有)辺商 北海道小樽市桜2丁目 8-28	会計法第29条の3第4項	1,886,220	1,886,220	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
気象情報受信装置一式の借入及び保守	相馬 和則 小樽開発建設部 小樽市潮見台1丁目15-5	H20.4.1	住信・松下フィナンシャルサービス(株) 北海道札幌市中央区 北4条東1丁目10	会計法第29条の3第4項	2,135,952	2,135,952	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
グループウェアシステム一式の借入及び保守	相馬 和則 小樽開発建設部 小樽市潮見台1丁目15-5	H20.4.1	新興サービス(株) 北海道札幌市中央区 北3条東8丁目	会計法第29条の3第4項	9,016,560	9,016,560	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
複写機賃借及び保守	太田 竹雄 小樽開発建設部 倶知安道路事務所 虻田郡倶知安町北7条東1丁目4-9	H20.4.1	(株)北光堂 北海道小樽市花園4丁目1-2	会計法第29条の3第4項	1,033,200	1,033,200	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
小樽開発建設部本部庁舎44回線分に係る電話料	相馬 和則 小樽開発建設部 小樽市潮見台1丁目15-5	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	3,680,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
小樽開発建設部本部73回線分に係る携帯電話料	相馬 和則 小樽開発建設部 小樽市潮見台1丁目15-5	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・テイドコ 北海道 北海道札幌市北区北1条西14丁目	会計法第29条の3第4項	—	2,102,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
小樽開発建設部小樽道路事務所専用回線電話使用料	熊谷 政行 小樽開発建設部 小樽道路事務所 小樽市長橋4丁目14-34	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	4,500,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
小樽開発建設部小樽道路事務所携帯電話使用料	熊谷 政行 小樽開発建設部 小樽道路事務所 小樽市長橋4丁目14-34	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・テイドコ 北海道 北海道札幌市北区北1条西14丁目	会計法第29条の3第4項	—	1,000,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
小樽開発建設部岩内道路事務所専用回線電話使用料	杉山 政芳 小樽開発建設部 岩内道路事務所 岩内郡岩内町字東山104	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区 北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	8,000,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
小樽開発建設部岩内道路事務所携帯電話使用料	杉山 政芳 小樽開発建設部 岩内道路事務所 岩内郡岩内町字東山104	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・テイドコ 北海道 北海道札幌市北区北1条西14丁目	会計法第29条の3第4項	—	1,200,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
機器の賃貸借及び保守 防災対策用モバイル機器1式外4件	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	H20.4.1	(株)岩崎 北海道札幌市中央区 北4条東2丁目1	会計法第29条の3第4項	2,292,960	2,292,960	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため、または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	

機器の賃貸借及び保守 洪水予測システム1式外5件	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	H20.4.1	(株)岩崎 北海道札幌市中央区北4条東2丁目1	会計法第29条の3第4項	17,149,539	17,149,539	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
電子納品用機器一式の借入れ	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	H20.4.1	(株)岩崎 北海道札幌市中央区北4条東2丁目1	会計法第29条の3第4項	1,169,280	1,169,280	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
グループウェアシステム一式の借入及び保守	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	H20.4.1	(株)岩崎 北海道札幌市中央区北4条東2丁目1	会計法第29条の3第4項	12,065,760	12,065,760	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
機器の賃貸借及び保守 ファイルサーバ1式外1件	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	H20.4.1	(株)岩崎 北海道札幌市中央区北4条東2丁目1	会計法第29条の3第4項	2,077,272	2,077,272	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
機器の賃貸借及び保守 電子複写機 4台	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	H20.4.1	富士ゼロックス北海道(株) 北海道札幌市中央区大通西10丁目	会計法第29条の3第4項	1,692,672	1,692,672	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
施工情報共有サーバー賃貸借及び保守	三浦 進 旭川開発建設部旭川道路所 旭川市神楽1条6丁目	H20.4.1	(株)岩崎 北海道札幌市中央区北4条東2丁目1	会計法第29条の3第4項	2,566,176	2,566,176	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
電子複写機1台賃貸借及び保守	三浦 進 旭川開発建設部旭川道路所 旭川市神楽1条6丁目	H20.4.1	北海道リコー(株) 北海道札幌市北区北7条西4丁目	会計法第29条の3第4項	1,376,676	1,376,676	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
機器の賃貸借及び保守 パーソナルコンピュータ	秋好 輝美 旭川開発建設部富良野河川事業所 富良野市西扇山の1	H20.4.1	(株)岩崎 北海道札幌市中央区北4条東2丁目1	会計法第29条の3第4項	1,460,910	1,460,910	100.0%	-	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成21年度	
旭川開発建設部本部庁舎 電話料	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	-	4,494,884	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
旭川開発建設部 防災用携帯電話料	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道 北海道札幌市北区北1条西14丁目	会計法第29条の3第4項	-	2,984,401	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
旭川開発建設部本部庁舎電話料	柳屋 圭吾 旭川開発建設部 旭川市宮前通東4155番31	H20.4.1	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) 東京都千代田区内幸町1丁目1番6号	会計法第29条の3第4項	-	1,684,021	-	-	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	

旭川開発建設部旭川河川事務所27回線分にかかる電話料	上野山 智也 旭川開発建設部旭川河川事務所 旭川市永山1条21丁目3番21号	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	2,414,258	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
旭川開発建設部旭川道路事務所55回線に係る電話料及び38回線分にかかる専用料	三浦 進 旭川開発建設部旭川道路事務所 旭川市神楽1条6丁目	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	12,115,960	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
旭川開発建設部旭川道路事務所防災用携帯電話21回線に係る電話料及び衛星携帯電話4回線に係る電話料	三浦 進 旭川開発建設部旭川道路事務所 旭川市神楽1条6丁目	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・テイドコ モ北海道 北海道札幌市北区北1条西14丁目	会計法第29条の3第4項	—	1,421,633	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
士別道路事務所 電話料	渡辺 昌夫 旭川開発建設部士別道路事務所 士別市大通西15丁目3142-31	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	3,613,241	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
グループウェアシステム一式の借入及び保守	佐藤 昌志 室蘭開発建設部 室蘭市入江町1-14	H20.4.1	大丸藤井(株) 北海道札幌市中央区南1条西3丁目	会計法第29条の3第4項	11,788,560	11,788,560	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成23年度	
LAN関連機器一式借入及び保守	佐藤 昌志 室蘭開発建設部 室蘭市入江町1-14	H20.4.1	東芝ファイナンス(株) 東京都中央区銀座5丁目2番1号	会計法第29条の3第4項	9,926,280	9,926,280	100.0%	—	当該契約については、複数年度を前提に契約を行っていたものである。前提である契約期間終了を待たざるを得ないため。または、前提である契約期間終了後においても引き続き使用可能であるため、業務の必要上、経費節減等の観点から再リース等を行ったため。	平成22年度	
固定電話代:専用回線料含む(79回線分)	佐藤 昌志 室蘭開発建設部 室蘭市入江町1-14	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	31,152,561	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
室蘭開発建設部 電話料	佐藤 昌志 室蘭開発建設部 室蘭市入江町1-14	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	5,086,000	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
携帯電話代(103回線分)	佐藤 昌志 室蘭開発建設部 室蘭市入江町1-14	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・テイドコ モ北海道 北海道札幌市北区北1条西14丁目	会計法第29条の3第4項	—	4,974,258	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
固定電話代:専用回線料含む(29回線分)	巖倉 啓子 室蘭開発建設部苫小牧河川事務所 苫小牧市柏原32番地40	H20.4.1	東日本電信電話(株) 北海道札幌市中央区北一条西6丁目	会計法第29条の3第4項	—	3,275,065	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
電話料(苫小牧河川)	巖倉 啓子 室蘭開発建設部 苫小牧河川事務所 苫小牧市柏原32番地40	H20.4.1	(株)エヌ・ティ・テイドコ モ北海道 北海道札幌市北区北1条西14丁目	会計法第29条の3第4項	—	1,352,138	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	
電話料(苫小牧河川)	巖倉 啓子 室蘭開発建設部 苫小牧河川事務所 苫小牧市柏原32番地40	H20.4.1	KDDI(株) 東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号	会計法第29条の3第4項	—	1,922,927	—	—	会計法第29条の12(長期継続契約)の規程により、電気通信役務の提供を受けるものであり、当該回線設備において日常の運用のほか、災害時の対応等においても適正な対応を図ることが可能な体制を有する唯一の法人であるため。	平成21年度	